破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第６４４３号
奈良市秋篠三和町２丁目５番５号
破産者　長谷川邦男
1　破産債権の届出期間　平成22年11月30日まで
2　一般調査期日　平成22年12月20日午後４時
平成22年11月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０３９号
京都市山科区川田土仏７番地14、開始決定時の住所京都市伏見区津知橋町367番地の４
破産者　花井　幸雄
1　破産債権の届出期間　平成22年12月22日まで
2　一般調査期日　平成23年１月19日午後３時30分
平成22年11月15日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２９号
埼玉県戸田市笹目７丁目20番地の23
破産者　遠藤　　誠
1　破産債権の届出期間　平成23年１月４日まで
2　一般調査期日　平成23年１月11日午後１時30分
平成22年11月12日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８４号
山形県酒田市上安町２丁目13番地の12　ヴィラ上安102号、開始決定時の住所山形県酒田市山居町１丁目４番32号
破産者　信田　恒夫
1　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
2　一般調査期日　平成23年２月14日午後２時30分
平成22年11月15日　山形地方裁判所酒田支部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第６０７号
宮崎市大工３丁目265番地
破産者　原田　繁實
1　期日　平成22年12月24日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月16日　　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第５２７号
宮崎県西都市大字山田1094番地２　市営山田住宅132号、開始決定時の住所宮崎県西都市大字右松559番地
破産者　本部　篤夫
異議申述期間　平成23年１月14日まで
平成22年11月16日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２０年（フ）第８２０号
盛岡市高松２丁目32番25号
破産者　米澤　友雄
免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
平成22年11月16日
盛岡地方裁判所第２民事部

免責許可決定

平成２２年（フ）第３６８号
愛知県江南市慈光堂町北165番地
破産者　髙木　章子
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２１０４号
東京都渋谷区東１丁目26番20号
清算株式会社　株式会社ＫＩ＆Ｃｏｍｐａｎｙ
代表清算人　加藤　健太
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令取消

平成２０年（再）第１３４号
神奈川県横浜市神奈川区台町15番地１
再生債務者　株式会社スルガコーポレーション
主文　平成20年６月24日にした監督命令（平成21年３月27日付け監督命令変更決定を含む。）を取り消す。
平成22年11月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号
茨城県桜川市西飯岡1312番地
再生債務者　株式会社筑波学園ゴルフ倶楽部
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年１月21日から平成23年１月28日まで
水戸地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第６８号
北海道北広島市島松641番地１
再生債務者　株式会社廣済堂札幌カントリー倶楽部
特別調査期間　平成22年12月16日から平成22年12月17日まで
平成22年11月10日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第６８号
北海道北広島市島松641番地１
再生債務者　株式会社廣済堂札幌カントリー倶楽部
1　決議に付する再生計画案　平成22年10月27日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年12月21日午後４時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年12月13日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年12月７日
平成22年11月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第８９号
群馬県伊勢崎市東小保方町3048番地36
再生債務者　志村　光久
1　決議に付する再生計画案　平成22年11月10日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年12月14日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年12月６日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年11月30日
平成22年11月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第９２号
新潟市東区新石山２丁目８番地４　サーム新石山壱番館302号
再生債務者　成田　芳文
1　決議に付する再生計画案　平成22年11月５日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年12月20日午後１時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年12月12日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年12月６日
平成22年11月12日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第９８号
東京都江東区白河３丁目16番１号
再生債務者　高伸タイル株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年11月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成１８年（再）第１号
山口県岩国市室の木町１丁目７番45号
再生債務者　松屋産業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続には監督委員が選任されているが、再生計画が遂行された。
平成22年11月12日　山口地方裁判所岩国支部